

【事例から学ぶ会計】シリーズ 第4回

「赤字でも納付が発生する税金」



T・MACKS 税理士法人
代表社員 菅原 初義

はじめに

前号までの3回にわたり、税務調査において指摘を受けやすい事項について説明してきました。

税務調査では、課税所得が増加する事項について指摘を受ける場合があります。その指摘事項が修正申告や更正処分等に及ぶ場合には、当初申告を上回る課税所得が発生しますので、当然、追加で税金が課されます。このことから、利益が出ている会社が税務調査の対象となるというイメージがあります。そのため、「赤字だから、税務調査は来ないだろう。」「利益が出ていないから、税務調査があっても、税金はかからないだろう。」と思われる方も多くいらっしゃいます。

しかしながら、黒字・赤字にかかわらず発生する税金はありますので、原則として、どの企業にも税務調査は行われます。

従って、黒字・赤字にかかわらず、証憑書類の作成・整理を含めた日々の会計処理を適正に行っておくことが肝要です。

黒字・赤字にかかわらず納める税金として主なものは、消費税、源泉所得税、印紙税及び固定資産税などが挙げられますが、これ以外にも「使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例(使途秘匿金課税)」と言われるものがあります。あまり耳慣れない言葉かもしれませんが、意外と身近にあるリスクですので、今回はこの使途秘匿金課税について説明します。

1. 使途秘匿金課税とは

法人が行った金銭の支出うち、相当の理由が無く、その相手方の氏名・名称や

住所等並びにその事由を帳簿書類等に記載していないものを「使途秘匿金」と言います(租税特別措置法第62条第2項)。

使途秘匿金課税とは、この使途秘匿金とされた支出額に対し40%の法人税が課されるというものです。その支出については、どのような会計処理を行っていたとしても適用されます。このため、たとえ課税所得金額が無かったとしても、所得計算とは別枠で法人税が課されることとなります。

また、費用(損金)として計上していた支出が使途秘匿金と認定された場合には、当該支出金額は損金には算入されず、課税所得が増える場合があります。

2. 使途秘匿金に認定される場合とその影響

帳簿書類に支払先の氏名や支出した事由の記載が無い取引は、交際費や雑費などで計上されている謝礼金・リベートなどに多く見受けられます。これらの支払いについて、相手方の名称等を申し述べる事ができない場合に、使途秘匿金と認定される可能性があります。

このほかにも、使途秘匿金とみなされる可能性があるものとして、例えば以下のような取引が挙げられます。

事例(1)

▶現金出納帳の期末時点での現金残高が360万円となっているにもかかわらず、税務調査開始時点で、そこから期末時点まで逆算した結果、実際有高は10万円しかなく、その差額の350万円を支出した形跡がみとめられない(会計処理が行われていない)。

ポイント

預金から現金を引き出した後、何かにその現金を使ったものの、帳簿に記載がありません。このため、何に使ったのか、どこに支払ったのか等を申し述べる事ができない場合には、その差額の350万円が使途秘匿金とみなされる可能性があります。

350万円が使途秘匿金に認定された場合の税額への影響は?

所得金額とは関係なく課税されます!

前述したように、使途秘匿金とされた支出は、所得金額に関係なく(黒字・赤字にかかわらず)、その支出した金額の40%相当額の法人税が課されることとなります。

また、追徴されるのは法人税だけではなく、修正申告等により法人税額が増加することを受け、地方税(住民税)にも追徴税額が生じることとなります。更にはこれらの税額に対し、状況・内容等によっては、加算税や延滞税などの付帯税も加わることがあります。

追徴税額

- ①法人税
使途秘匿金課税
350万円×40%=140万円
 - ②地方法人税(法人税×4.4%)
140万円×4.4%=約6万円
 - ③地方税(住民税)(法人税×12.9%)
140万円×12.9%=約18万円
 - ④追徴税額合計
①+②+③=約164万円
- ※このほかに、加算税や延滞税等が課される場合があります。

事例(2)

▶普通預金から300万円の現金引き出しがあり、単に仮払金として計上されている。

ポイント

帳簿には仮払金として記載していたとしても、その支払先の名称等の記載がない、または虚偽の名称等を記載している場合には、使途秘匿金と認定される場合があります。

このように、支出の内容や支払った相手先が帳簿書類に記載が無い、または実態とは異なる支出があった場合に、その支出を行った経緯等を総合的に判断し、それが支払った相手先等を秘匿する意思があるとみなされた場合に、「使途秘匿金」に認定される可能性があります。

この仮払金300万円が使途秘匿金に認定された場合の追徴税額は、次の通りです。

追徴税額

- 当初申告における所得金額:500万円
 - 法人税の税率:15%(中小法人で、所得金額が年800万円以下の場合。)
 - ①所得金額
使途秘匿金に認定された300万円は仮払金のため、所得計算には影響しません。
 - ②法人税
使途秘匿金課税
300万円×40%=120万円
 - ③地方法人税(法人税×4.4%)
120万円×4.4%=約5万円
 - ④地方税(住民税)(法人税×12.9%)
120万円×12.9%=約15万円
 - ⑤追徴税額合計
②+③+④=約140万円
- ※このほかに、加算税や延滞税等が課される場合があります。

所得金額に影響がある使途秘匿金の場合、更に税額が大きくなります!

法人が費用計上している支出が使途秘匿金に認定された場合には、当該支出は損金に算入されませんので、所得計算にも影響します。

更に、所得金額が増えることで、地方税については住民税だけでなく、事業税及び地方法人特別税にも影響が及ぶこととなります。

事例(3)

▶贈答用に商品券400万円を購入し、交際費に計上した。購入した際の領収証はあるが、その商品券をいつ、誰に渡したかは分からず、相手先を明らかにすることができなかったことから、当該交際費400万円全額が使途秘匿金と認定された。

追徴税額

- 当初申告における所得金額:▲50万円(赤字)
 - 法人税の税率:15%(中小法人で、所得金額が年800万円以下の場合。)
 - ①所得金額
使途秘匿金に認定された交際費400万円は損金として認められないため、その分を所得金額に加算することになります。
▲50万円+400万円=350万円
 - ②法人税
(イ)所得金額に対する課税
350万円×15%=52.5万円
(ロ)使途秘匿金課税
400万円×40%=160万円
法人税合計
(イ)+(ロ)=212.5万円
 - ③地方法人税(法人税×4.4%)
212.5万円×4.4%=約9.4万円
 - ④地方税
(イ)住民税
法人税212.5万円×12.9%=約27万円
(ロ)事業税(所得金額×累進税率)
所得金額350万円(①より)×3.4%=約12万円
(ハ)地方法人特別税(事業税×43.2%)
約12万円×43.2%=約5万円
地方税合計
(イ)+(ロ)+(ハ)=約44万円
 - ⑤追徴税額合計
②+③+④=約266万円
- ※所得金額が増加し、課税所得が出たため、事業税及び地方法人特別税も発生します。また、このほかに、加算税・延滞税や、加算金・延滞金などの付帯税が課される場合があります。

このように、当初は赤字であったとしても、使途秘匿金と認定された支出があった場合には、結果として、その支出した金額の半分以上の追徴税額が発生することとなります。

また、課税所得金額が800万円を超える場合には、その超えた部分の法人税率は23.2%となります。この税率によって計算された法人税を基準として、

地方税(住民税)や延滞税等の付帯税が課されることとなるため、追徴税額はさらに大きくなります。

注意!

使途秘匿金とみなされた支出について、二重帳簿を作成する、帳簿等に虚偽の記載を行うなど、偽装・隠蔽等の不正事実があり、悪質であると判断された場合には、更に35%の『重加算税』が課される可能性もあります。(国税通則法第68条)

また、地方税にも『重加算金』が課されます。事業税・地方法人特別税に対し、当初の申告が期限内であった場合には追徴税額の35%、期限後申告や無申告など、期限内に申告書を提出していない場合には、追徴税額の40%の重加算金が課せられます。

事例(4)

▶事例(3)の使途秘匿金が重加算税の対象となった場合の税額は、以下の通りとなります。

追徴税額

- ①法人税
(イ)所得金額に対する課税 52.5万円
(ロ)使途秘匿金課税 160万円
法人税合計 212.5万円
 - ②地方法人税 9.3万円
 - ③重加算税
(①+②)×35%=約78万円
 - ④地方税
(イ)住民税 約27万円
(ロ)事業税・地方法人特別税 約17万円
(ハ)重加算金
(ロ)×35%=約6万円
地方税合計 50万円
 - ⑤追徴税額合計
①+②+③+④=約350万円
- ※このほかに、加算税・延滞税や、加算金・延滞金などの付帯税が課される場合があります。

3.まとめ

ここまで述べてきたように、使途秘匿金と認定された場合には、赤字であっても多額の税金を負担することになり、また適正な処理が行われていないという評価をされ、企業の信頼を失うような重大な事態に繋がりがかねません。

従って、十分な注意を払って会計処理を行うことが望まれます。